

事 務 連 絡
令 和 4 年 11 月 4 日

各 都 道 府 県 } 地域共生社会、介護保険、障害保健福祉、
各 市 町 村 } 児童福祉、産業振興、まちづくり担当部 (局) 御中

厚生労働省雇用環境・均等局
勤労者生活課労働者協同組合業務室

労働者協同組合法周知フォーラムの開催について (情報提供)

「自律的な働き方」と「地域の課題の解決」を目指す、労働者協同組合法（令和2年法律第78号。以下「法」という。）が令和4年10月1日に施行されました。

厚生労働省では、法の周知のため、企業組合やNPO法人など、地域を支える活動を実施する法人を所管されている自治体の方にも参加いただけるフォーラムなど、周知のための取り組みを実施していますので、お知らせいたします。

1. 労働者協同組合について

この法律で設立することができるようになった「労働者協同組合」は、以下の基本原理に沿って事業を行う新しい法人です。

- ・組合員が出資すること
- ・その事業を行うにあたり組合員の意見が適切に反映されること
- ・組合員が組合の行う事業に従事すること

別添資料1のとおり、労働者協同組合は、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど、地域における多様な需要に応じた事業を行うことが可能であり、NPO法人のように行政と協働して、地域の課題に対応する主体となることが期待されています。

2. 労働者協同組合法周知フォーラムの開催について

厚生労働省では、労働者協同組合法の周知のため、全国7ブロックでフォーラムを開催し、法律の紹介や、全国各地の労働者協同組合を目指す団体の事例紹介を行っています。

過去に開催した第1回目(広島県)、第2回目(東京都)、第3回目(大阪府)には、大勢の皆さまにご参加いただき、「労働者協同組合についてもっと知りたい!」との声が寄せられました。

現在、以下のとおり、第5回目（宮城県）、第6回目（北海道）の参加者を募集しています。オンライン同時開催でどなたでも参加できます。今後各地での設立が見込まれる労働者協同組合の姿を具体的にイメージできる内容となっておりますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。（事前申し込み制・参加無料）

【開催日時・会場（オンラインでも同時開催）】

第5回 宮城県仙台市

- ・日時：11月23日（祝）13:30～16:00
- ・会場：仙台国際センター会議棟大会議室「橘」

第6回 北海道札幌市

- ・日時：11月27日（日）13:30～16:00
- ・会場：かでの2・7北海道立道民活動センター

第7回 福岡県福岡市 ※今後募集実施

- ・日時：令和5年2月18日（土）
- ・会場：福岡県中小企業振興センター大ホール

【内容】

- ・労働者協同組合法に関する講演
- ・労働者協同組合として活動することを目指す団体の取り組み例
ほか

※ 詳細については別添資料2及び資料3をご参照ください。

【申し込み・詳細】

知りたい！労働者協同組合法（厚生労働省委託事業）

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum>

【フォーラムに関するお問い合わせ先】

労働者協同組合法 相談窓口

フリーダイヤル 0120-237-297（受付時間 平日9:00～17:00）

3. その他

厚生労働省では、施行された労働者協同組合法についてより多くの方々に知っていただくよう、周知広報を実施しています。

具体的には、上記のフォーラムの開催のほか、①労働者協同組合立ち上げや移行等に関する相談窓口の設置、②労働者協同組合法に関する特設サイトの開設等を行

っています。

NPO法人などの地域を支える活動を実施する法人を所管されている自治体の方にもご活用いただけます。

【労働者協同組合法 相談窓口】（再掲）

フリーダイヤル 0120-237-297（受付時間 平日 9:00～17:00）

【労働者協同組合法に関する特設サイト】

知りたい！労働者協同組合法（再掲）

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

○本事務連絡に関する問い合わせ先

厚生労働省雇用環境・均等局

勤労者生活課労働者協同組合業務室

報告先：roukyouhou@mhlw.go.jp

電話での問い合わせ：加納・後藤（内線 5197）